

事件記録等保存規程

昭和 3 9 年 1 2 月 1 2 日最高裁判所規程第 8 号

改正	昭和 4 0 年	2 月 1 2 日最高裁判所規程第 1 号	
	同 4 2 年	4 月 1 0 日同	第 3 号
	同 4 2 年	6 月 1 0 日同	第 6 号
	同 4 5 年	9 月 1 日同	第 4 号
	同 4 6 年	6 月 1 4 日同	第 5 号
	同 4 9 年	9 月 1 4 日同	第 6 号
	同 5 1 年	5 月 1 5 日同	第 4 号
	同 5 5 年	4 月 2 3 日同	第 3 号
平成	2 年 1 1 月 2 8 日同		第 1 号
	同 4 年 1 月 2 3 日同		第 1 号
	同 6 年 6 月 1 日同		第 3 号
	同 6 年 1 1 月 1 6 日同		第 6 号
	同 8 年 1 2 月 4 日同		第 2 号
	同 9 年 2 月 1 9 日同		第 1 号
	同 1 1 年 8 月 2 5 日同		第 1 号
	同 1 2 年 1 月 1 2 日同		第 1 号
	同 1 3 年 2 月 7 日同		第 3 号
	同 1 3 年 7 月 1 1 日同		第 9 号
	同 1 4 年 1 月 3 0 日同		第 1 号
	同 1 5 年 2 月 5 日同		第 1 号
	同 1 5 年 1 1 月 1 2 日同		第 3 号
	同 1 6 年 9 月 2 2 日同		第 6 号
	同 1 7 年 2 月 2 日同		第 2 号
	同 1 7 年 3 月 2 日同		第 3 号
	同 1 7 年 6 月 2 9 日同		第 7 号
	同 1 7 年 1 0 月 1 2 日同		第 9 号
	同 1 9 年 5 月 2 3 日同		第 2 号
	同 2 2 年 1 月 2 0 日同		第 1 号
	同 2 3 年 3 月 2 3 日同		第 1 号
	同 2 4 年 9 月 2 6 日同		第 2 号
	同 2 5 年 1 0 月 3 0 日同		第 3 号
	同 2 7 年 2 月 1 8 日同		第 2 号
	同 2 8 年 2 月 2 4 日同		第 1 号
令和	元年 1 1 月 2 7 日同		第 1 号
令和	2 年 9 月 2 日同		第 1 号

令和 4 年 5 月 2 5 日同

第 2 号

令和 5 年 1 1 月 2 2 日同

第 1 号

事件記録等保存規程（昭和 2 8 年最高裁判所規程第 9 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 事件記録及び事件書類の保存については、事件記録等の特別保存に関する規則（令和 5 年最高裁判所規則第 9 号）に特別の定めがある場合を除き、この規程の定めるところによる。

（令 5 最裁程 1 ・ 一部改正）

（定義）

第 2 条 この規程で「事件記録」とは、別表第一の上欄に掲げる事件及び再審事件（以下「事件」という。）の記録をいう。

2 この規程で「事件書類」とは、事件に関する書類で最高裁判所が別に定めるところにより記録から分離されたもの及び記録につづり込むことを要しないものをいう。

3 この規程で「家庭事件」とは、家事審判事件、家事調停事件、子の返還申立事件、家事雑事件、少年保護事件、準少年保護事件及び少年審判雑事件をいう。

4 この規程で「付随事件」とは、証拠保全事件その他主たる事件に付随する事件をいう。

（平 6 最裁程 6 ・ 平 8 最裁程 2 ・ 平 1 5 最裁程 3 ・ 平 1 7 最裁程 3 ・ 平 2 4 最裁程 2 ・ 平 2 5 最裁程 3 ・ 令元最裁程 1 ・ 一部改正）

（保存裁判所）

第 3 条 事件記録（以下「記録」という。）及び事件書類は、特別の定めがある場合のほか、当該事件の第一審裁判所で保存する。

2 上訴裁判所において調停に付された事件に係る調停事件で当該上訴裁判所が処理したものの記録及び事件書類は、当該調停に付された事件の記録を保存する裁判所で保存する。

3 再審事件の記録は、不服申立ての対象となつた裁判がされた事件の記録を保存する裁判所で保存する。

4 事件書類のうち、別表第一に掲げる事件又は再審事件の移送の決定の原本、少額訴訟債権執行事件の移行の決定の原本及び別表第二に掲げる裁判書の原本は、その裁判をした裁判所で保存する。

5 事件書類のうち、事件に関する書類で記録につづり込むことを要しないものは、当該書類が作成又は提出された裁判所で保存する。

（平 1 5 最裁程 3 ・ 平 1 7 最裁程 3 ・ 平 2 4 最裁程 2 ・ 一部改正）

（保存期間）

第 4 条 記録及び事件書類の保存期間は、別表第一及び第二のとおりとする。

2 前項の保存期間は、特別の定めがある場合のほか、裁判の確定その他の事由による事件完結の日から起算する。

3 上訴裁判所で保存すべき裁判（移送の決定を除く。）の原本の保存期間は、その裁判が効力を生じた日から起算する。

4 移送の決定の原本の保存期間はその決定の確定の日から、移行の決定の原本の保存期

間はその決定の日から、それぞれ起算する。

5 公示催告事件で除権決定の取消しの申立てがあつたものの記録の保存期間は、当該申立てについての裁判の確定の日から起算する。

6 事件書類のうち事件に関する書類で記録につづり込むことを要しないものの保存期間は、用済みの日から起算する。

(平17最裁程3・一部改正)

(家庭事件等の特例)

第5条 最高裁判所は、必要があるときは、家庭事件、督促事件、保全命令事件、民事非訟事件、簡易確定事件及び付随事件の記録及び事件書類の保存裁判所及び保存期間について、別段の定めをすることができる。

(平2最裁程1・平6最裁程6・平28最裁程1・令元最裁程1・令2最裁程1・一部改正)

(附属書類)

第6条 事件書類のうち別表第一において保存期間が定められているもの(移送の決定の原本及び移行の決定の原本を除く。)の内容を明らかにするため必要な書類は、当該事件書類とともに保存しなければならない。上訴裁判所から送付された終局裁判の正本も、同様とする。

(平15最裁程3・平24最裁程2・一部改正)

(裁判の原本等への付記)

第7条 事件書類のうち、別表第一において保存期間が定められているもの(移行の決定の原本を除く。)及び別表第二に掲げる移送の決定の原本には、当該裁判、審判又は調書等の送達及び確定又は訴え等の取下げの事実を付記しなければならない。上訴裁判所から送付された終局裁判の正本についても、同様とする。

(平24最裁程2・令元最裁程1・一部改正)

(廃棄)

第8条 保存期間が満了した記録及び事件書類は、事件記録等の特別保存に関する規則第3条本文の規定により特別保存に付する認定を行つたものを除いて廃棄する。

2 廃棄は、裁判所の長の認可を受け、首席書記官(最高裁判所にあつては訟廷首席書記官、知的財産高等裁判所にあつては知的財産高等裁判所首席書記官、首席書記官の置かれている簡易裁判所以外の簡易裁判所にあつては監督地方裁判所の首席書記官)の指示を受けてしなければならない。

(昭40最裁程1・昭42最裁程6・平6最裁程3・平17最裁程2・令5最裁程1・一部改正)

(保存期間の延長)

第9条 記録又は事件書類で特別の事由により保存期間満了の後も保存の必要があるものは、その事由のある間保存期間を延長しなければならない。

(令5最裁程1・一部改正)

(内閣総理大臣への移管)

第10条 公文書等の管理に関する法律(平成21年法律第66号)第14条第1項の規定に基づく協議による定め(同法附則第3条の規定により同法第14条第1項の規定に基

づく協議による定めとみなされるものを含む。)において同法第2条第6項に規定する歴史公文書等として内閣総理大臣に移管することとされた記録及び事件書類は、最高裁判所の指示を受けて独立行政法人国立公文書館に送付する。

- 2 前項の記録及び事件書類は、保存期間満了の後も、独立行政法人国立公文書館に送付するまでの間保存しなければならない。

附 則

- 1 この規程は、昭和40年1月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、現に保存中の記録及び事件書類のうち、この規程により保存期間が延長されたものについては、改正前の規程による保存期間保存すればたりる。

附 則(昭和40年2月12日最高裁判所規程第1号)

この規程は、昭和40年2月15日から施行する。

附 則(昭和42年4月10日最高裁判所規程第3号)

この規程は、昭和42年6月1日から施行する。

附 則(昭和42年6月10日最高裁判所規程第6号)

この規程は、昭和42年6月10日から施行する。

附 則(昭和45年9月1日最高裁判所規程第4号)

この規程は、昭和45年9月1日から施行する。

附 則(昭和46年6月14日最高裁判所規程第5号)

この規程は、昭和46年7月1日から施行する。

附 則(昭和49年9月14日最高裁判所規程第6号)

この規程は、昭和49年10月1日から施行する。

附 則(昭和51年5月15日最高裁判所規程第4号)

この規程は、昭和51年9月1日から施行する。

附 則(昭和55年4月23日最高裁判所規程第3号)

この規程は、民事執行法(昭和54年法律第4号)の施行の日(昭和55年10月1日)から施行する。

附 則(平成2年11月28日最高裁判所規程第1号)

この規程は、民事保全法(平成元年法律第91号)の施行の日(平成3年1月1日)から施行する。

附 則(平成4年1月23日最高裁判所規程第1号)

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成6年6月1日最高裁判所規程第3号)

この規程は、平成6年8月1日から施行する。

附 則(平成6年11月16日最高裁判所規程第6号)

この規程は、平成7年1月1日から施行する。

附 則(平成8年12月4日最高裁判所規程第2号)

この規程は、民事訴訟法(平成8年法律第109号)の施行の日から施行する。

附 則(平成9年2月19日最高裁判所規程第1号)

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成11年8月25日最高裁判所規程第1号)

この規程は、平成 12 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年 1 月 12 日最高裁判所規程第 1 号）

（施行期日）

- 1 この規程は、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の施行の日から施行する。ただし、別表第一の 6 の項の改正に係る部分は、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成 11 年法律第 158 号）の施行の日（平成 12 年 2 月 17 日）から施行する。

（経過措置）

- 2 和議事件については、なお従前の例による。

附 則（平成 13 年 2 月 7 日最高裁判所規程第 3 号）

この規程は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第一の 12 の項の改正規定中小規模個人再生事件及び給与所得者等再生事件に係る部分については民事再生法等の一部を改正する法律（平成 12 年法律第 128 号）の施行の日から、承認援助事件に係る部分については外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成 12 年法律第 129 号）の施行の日から施行する。

附 則（平成 13 年 7 月 11 日最高裁判所規程第 9 号）

この規程は、平成 13 年 10 月 13 日から施行する。

附 則（平成 14 年 1 月 30 日最高裁判所規程第 1 号）

この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年 2 月 5 日最高裁判所規程第 1 号）

この規程は、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の施行の日（平成 15 年 4 月 1 日）から施行する。

附 則（平成 15 年 11 月 12 日最高裁判所規程第 3 号）

（施行期日）

- 1 この規程は、仲裁法（平成 15 年法律第 138 号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

(1) 別表第一の 3 の項の改正規定 民事訴訟法等の一部を改正する法律（平成 15 年法律第 108 号）の施行の日

(2) 別表第一の 12 の項の改正規定及び同表の 21 の項の改正規定中動産競売開始許可決定の原本に係る部分 担保物権及び民事執行制度の改善のための民法等の一部を改正する法律（平成 15 年法律第 134 号）の施行の日

（経過措置）

- 2 仲裁法の施行前に仲裁判断があった場合においては、当該仲裁判断の原本の保存については、なお従前の例による。

附 則（平成 16 年 9 月 22 日最高裁判所規程第 6 号）

この規程は、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の施行の日から施行する。

附 則（平成 17 年 2 月 2 日最高裁判所規程第 2 号）

この規程は、知的財産高等裁判所設置法（平成 16 年法律第 119 号）の施行の日（平成 17 年 4 月 1 日）から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 2 日最高裁判所規程第 3 号）

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 6 月 29 日最高裁判所規程第 7 号）

この規程は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成 15 年法律第 110 号）の施行の日から施行する。

附 則（平成 17 年 10 月 12 日最高裁判所規程第 9 号）

（施行期日）

- 1 この規程は、労働審判法（平成 16 年法律第 45 号）の施行の日（平成 18 年 4 月 1 日）から施行する。ただし、別表第 1 の 8 の項の改正規定は会社法（平成 17 年法律第 86 号）及び会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）の施行の日から、同表の 23 の項の改正規定（同項を同表の 24 の項とする部分を除く。）は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 35 号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

- 2 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による改正前の商法第 386 条第 1 項第 8 号の査定の決定の原本の保存については、なお従前の例による。

附 則（平成 19 年 5 月 23 日最高裁判所規程第 2 号）

この規程は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）の施行の日から施行する。

附 則（平成 22 年 1 月 20 日最高裁判所規程第 1 号）

この規程は、平成 22 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 23 日最高裁判所規程第 1 号）

この規程は、公文書等の管理に関する法律（平成 21 年法律第 66 号）の施行の日（平成 23 年 4 月 1 日）から施行する。

附 則（平成 24 年 9 月 26 日最高裁判所規程第 2 号）

この規程は、非訟事件手続法（平成 23 年法律第 51 号）の施行の日（平成 25 年 1 月 1 日）から施行する。

附 則（平成 25 年 10 月 30 日最高裁判所規程第 3 号）

この規程は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- 1 （前略）第 3 条中事件記録等保存規程別表第 1 の 11 の項の改正規定 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 72 号）の施行の日（平成 26 年 1 月 3 日）
- 2 （前略）第 3 条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。） 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（平成 25 年法律第 48 号）の施行の日

附 則（平成 27 年 2 月 18 日最高裁判所規程第 2 号）

（施行期日）

- 1 この規程は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 100 号。次項において「改正法」という。）の施行の日（平成 27 年 4 月 1 日）から施行する。

（経過措置）

- 2 改正法による改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 70 条の 6 第 1 項（改正法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によ

ることとされる場合を含む。)の規定による裁判の申立てに係る事件の記録及び当該裁判の原本の保存については、なお従前の例による。

附 則(平成28年2月24日最高裁判所規程第1号)

この規程は、消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律(平成25年法律第96号)の施行の日(平成28年10月1日)から施行する。

附 則(令和元年11月27日最高裁判所規程第1号)

この規程は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- 1 (前略)第2条中事件記録等保存規程別表第1の14の項の改正規定 船舶油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律(令和元年法律第18号)の施行の日
- 2 前号に掲げる規定以外の規定 民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律(令和元年法律第2号)の施行の日

附 則(令和2年9月2日最高裁判所規程第1号)

この規程は、令和2年11月1日から施行する。

附 則(令和4年5月25日最高裁判所規程第2号)

この規程は、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律(令和3年法律第27号)の施行の日から施行する。

附 則(令和5年11月22日最高裁判所規程1号)

この規程は、令和6年1月30日から施行する。

別表第一（第一審裁判所で保存する記録及び事件書類の保存期間）

（平 8 最裁程 2・全改、平 1 1 最裁程 1・平 1 2 最裁程 1・平 1 3 最裁程 3・平 1 3 最裁程 9・平 1 4 最裁程 1・平 1 5 最裁程 1・平 1 5 最裁程 3・平 1 6 最裁程 6・平 1 7 最裁程 3・平 1 7 最裁程 7・平 1 7 最裁程 9・平 1 9 最裁程 2・平 2 4 最裁程 2・平 2 5 最裁程 3・平 2 7 最裁程 2・平 2 8 最裁程 1・令元最裁程 1・一部改正）

	事件の種類	記録の保存期間	事件書類の保存期間
1	和解事件	3 年	和解調書 3 0 年
2	督促事件	却下の処分又は支払督促の送達前における取下げによつて完結したもの 5 年 その他 3 年	確定判決と同一の効力を有する支払督促の原本 3 0 年
3	少額訴訟事件 少額訴訟判決に対する異議申立て事件 民事通常訴訟事件 手形訴訟事件及び小切手訴訟事件 人事訴訟事件 行政訴訟事件（選挙に関する訴訟事件を含む。）	5 年	判決の原本 5 0 年 和解又は請求の放棄若しくは認諾の調書 3 0 年 和解に代わる決定の原本（異議申立てにより効力を失つたものを除く。） 3 0 年
4	公示催告事件	5 年	和解調書 3 0 年
5	保全命令事件	5 年	和解調書 3 0 年 保全命令の原本 1 0 年
6	民事一般調停事件 宅地建物調停事件 商事調停事件 農事調停事件 鉱害調停事件 交通調停事件 公害等調停事件 特定調停事件	5 年	調停調書 3 0 年 調停に代わる決定の原本（異議申立てにより効力を失つたものを除く。） 3 0 年
7	過料事件	5 年	
8	民事非訟事件 商事非訟事件	5 年	和解調書 3 0 年 会社法第 5 4 5 条第 1 項の査定の決定の原本（異議の訴えのあつた

			ものを除く。) 30年
9	借地非訟事件	5年	終局決定の原本（申立てを却下するものを除く。) 30年 和解調書 30年
10	罹災都市借地借家臨時処理事件及び 接收不動産に関する 借地借家臨時処理事件	5年	裁判上の和解と同一の 効力を有する裁判の原本 30年 和解調書 30年
11	発信者情報開示命令事件	5年	終局決定の原本（申立てを不適法として却下するもの及び異議の訴えのあったものを除く。) 30年 和解調書 30年
12	配偶者暴力等に関する保護命令事件	5年	
13	労働審判事件	5年	労働審判の原本（異議申立てにより効力を失ったもの及び決定により取り消されたものを除く。) 30年 調停調書 30年
14	少額訴訟債権執行事件 事情届に基づいて 執行裁判所が実施する 配当等手続事件 不動産、船舶、航空機、 自動車、建設機械及び 小型船舶に対する強制 執行事件 債権及びその他の財産 権に対する強制執行事 件 不動産、船舶、航	5年	

	空機、自動車、建設機械及び小型船舶を目的とする担保権の実行としての競売等事件 債権及びその他の財産権を目的とする担保権の実行及び行使事件 財産開示事件 第三者からの情報取得事件 企業担保権実行事件		
1 5	破産事件 再生事件 小規模個人再生事件 給与所得者等再生事件 会社更生事件 承認援助事件 船舶所有者等責任制限事件 油濁等損害賠償責任制限事件	5 年	破産手続開始の決定の原本 3 0 年 破産債権者表 3 0 年 再生債権者表 3 0 年 更生債権者表及び更生担保権者表 3 0 年 破産法第 1 7 8 条第 1 項（同法第 2 4 4 条の 1 1 第 3 項において準用する場合を含む。）の査定の決定の原本（異議の訴えのあったものを除く。） 3 0 年 民事再生法第 1 4 3 条第 1 項の査定の決定の原本（異議の訴えのあったものを除く。） 3 0 年 会社更生法第 1 0 0 条第 1 項（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第 6 3 条及び第 2 2 9 条において準用する場合を含む。）の査定の決定の原本（異議の訴えのあつたも

			のを除く。) 3 0 年 破産法第 2 5 2 条第 1 項及び第 2 項の免責許 可の決定の原本 3 0 年
1 6	簡易確定事件	5 年	簡易確定手続開始の決 定の原本 3 0 年 届出消費者表 3 0 年 簡易確定決定の原本 (異議申立てにより効力を失ったものを除く。) 3 0 年 和解調書 3 0 年
1 7	仲裁関係事件	5 年	仲裁判断の執行決定の 原本 3 0 年
1 8	人身保護事件	5 年	
1 9	家事審判事件	子の氏の変更につい ての許可の申立て 1 年 その他 5 年	審判の原本 (申立てを 却下するものを除 く。) 3 0 年 審判に代わる裁判の原 本 (申立てを却下す るものを除く。) 3 0 年 相続の限定承認及び放 棄並びにそれらの取消 しの申述書 (申述を受 理されなかつたものを 除く。) 3 0 年 遺言書の検認調書 3 0 年
2 0	家事調停事件	5 年	合意に相当する審判の 原本 (異議申立てによ り効力を失ったもの及 び決定により取り消さ れたものを除く。) 5 0 年 合意に相当する審判に 代わる裁判の原本 (異 議申立てにより効力を 失ったもの及び決定に より取り消されたもの を除く。) 5 0 年 調停に代わる審判の原

			本（異議申立てにより効力を失ったもの及び決定により取り消されたものを除く。） 30年 調停に代わる審判に代わる裁判の原本（異議申立てにより効力を失ったもの及び決定により取り消されたものを除く。） 30年 調停調書 30年
2 1	子の返還申立事件	5 年	子の返還を命ずる終局決定の原本 30年 和解調書 30年
2 2	少年保護事件	保護処分決定によつて完結したもの又は検察官を出席させる決定があった事件につき、審判に付すべき事由の存在が認められないこと若しくは保護処分に付する必要があることを理由として保護処分に付さない旨の決定がされたもの 少年が26歳に達するまでの期間 その他 3年。ただし、道路交通法違反保護事件以外の事件で右の期間満了時に少年が20歳に達しないものは、20歳に達するまでの期間	
2 3	準少年保護事件（少年法第27条の2に規定するもの	3年。ただし、右の期間満了時に本人が26歳に達しないも	

	)	のは、26歳に達するまでの期間	
24	医療観察処遇事件	10年。ただし、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第42条第1項の決定をすることの申立てに係る処遇事件のうち、医療を受けさせるために入院をさせる旨の決定又は入院によらない医療を受けさせる旨の決定がされた処遇事件については、右の期間満了時に、対象者についての同法による医療の終了の日（同法による医療を終了する旨の決定がされる場合にあっては、当該決定の確定の日）から3年を経過していないときは、当該日から3年を経過するまでの期間	
25	法廷等の秩序維持に関する法律違反事件	5年	
26	裁判官の分限事件	5年	
27	民事雑事件 行政雑事件 人身保護雑事件 執行雑事件 家事雑事件 少年審判雑事件 医療観察雑事件	証拠保全の申立て（証拠調べをしたもの） 執行認許の請求又は申立て 保全命令の申立て 私的独占の禁止及び	訴訟等の費用の額の確定の決定及び処分の原本 訴訟上の救助又は手続上の救助により納付を猶予された費用の支払を命ずる決定又は取立

		公正取引の確保に関する法律第70条の4第1項の規定による裁判の申立て	5年	ての決定の原本	30年
		その他	3年	秘密保持命令又は秘密保持命令の取消しの決定の原本	30年
				民事再生法第235条第1項（同法第244条において準用する場合を含む。）の免責の決定の原本	30年
				破産法第254条第1項の免責取消しの決定の原本	30年
				復権の決定の原本	30年
				破産法第173条第1項の否認の請求を認容した決定の原本	30年
				民事再生法第135条第1項の否認の請求を認容した決定の原本	30年
				会社更生法第95条第1項（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第60条及び第226条において準用する場合を含む。）の否認の請求を認容した決定の原本	30年
				執行認許の決定の原本	30年
				和解調書	30年
				国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第117条第1項の規定により終局決定を変更する決定の原本	30年
				保全命令の原本	10年
				保全命令を取り消し又は変更する裁判の原本	10年
				私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する	

		法律第70条の4第1項の規定による裁判の原本	10年
		動産競売開始許可決定の原本	10年
28		国庫において立て替えた費用の取立ての決定の原本 その性質に反しない限り民事訴訟法又は非訟事件手続法の規定を準用し、又はその例によることとされる事件のうち、当該事件の下欄に和解調書の定めのないものの和解調書 事件に関する書類で記録につづり込むことを要しないもの	30年 30年 1年

備考

- 1 再審事件の記録及び事件書類の保存期間は、不服申立ての対象となつた裁判がされた各事件の各中欄及び下欄に定めるところによる。
- 2 各事件の移送の決定の原本及び少額訴訟債権執行事件の移行の決定の原本の保存期間は、各中欄に定めるところによるものとし、そのうち二種類以上の保存期間の定めのあるものは、「その他」による。

別表第二（上訴裁判所で保存する事件書類の保存期間）

（平 8 最裁程 2 ・全改、平 1 1 最裁程 1 ・平 1 3 最裁程 3 ・平 1 6 最裁程 6 ・平 1 7 最裁程 3 ・平 1 7 最裁程 7 ・平 2 4 最裁程 2 ・平 2 5 最裁程 3 ・平 2 8 最裁程 1 ・一部改正）

	裁判書の種類		保存期間
1	民事上告提起事件 民事特別上告受理申立て事件 民事特別上告提起事件 民事抗告提起事件 民事特別抗告提起事件 民事許可抗告申立て事件	上告状却下命令の原本 上告受理申立書却下命令の原本 特別上告状却下命令の原本 再抗告状却下命令の原本 特別抗告状却下命令の原本 許可抗告申立書却下命令の原本	1 年
	行政上告提起事件 行政上告受理申立て事件 行政特別上告提起事件 行政抗告提起事件 行政特別抗告提起事件 行政許可抗告申立て事件	上告却下決定の原本 上告受理申立て却下決定の原本 特別上告却下決定の原本 抗告却下決定の原本 再抗告却下決定の原本 特別抗告却下決定の原本 抗告不許可決定の原本 移送の決定の原本	5 年
2	民事控訴事件 行政控訴事件	控訴状却下命令の原本	1 年
		控訴却下決定の原本 移送の決定の原本	5 年
		判決の原本	5 0 年
3	民事抗告事件 民事特別抗告事件 民事許可抗告事件 行政抗告事件 行政特別抗告事件 行政許可抗告事件 少年保護抗告事件 少年保護抗告受理申立て事件 医療観察抗告事件 法廷等の秩序維持に関する法律違反抗告事件 法廷等の秩序維持に関する法律違反異議申立事件 法廷等の秩序維持に関する法律違反特別抗告事件 裁判官の分限抗告事件	抗告状却下命令の原本	1 年
		保全命令の原本 保全命令を取り消し、又は変更する裁判の原本 少年保護抗告事件の終局決定の原本 医療観察抗告事件の終局決定の原本	1 0 年
		借地非訟事件の終局決定の原本（抗告を却下するものを除く。） 罹災都市借地借家臨時処理事件及び接収不動産に関する借地借家臨時処理事件の裁判上の和解と同一の効力を有する決定の原本 破産手続開始の決定の原本 破産法第 2 5 2 条第 1 項及び第 2 項の免責許可の決定の原本 民事再生法第 2 3 5 条第 1 項（同法第 2 4 4 条において準用する場合を含む	3 0 年

		。) の免責の決定の原本 破産法第 2 5 4 条第 1 項の免責取消しの決定の原本 復権の決定の原本 簡易確定手続開始の決定の原本 執行認許の決定の原本 家事審判事件の終局決定の原本 (抗告を却下するものを除く。) 子の返還申立事件の終局決定の原本 (抗告を却下するものを除く。) 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第 1 1 7 条第 4 項の終局決定を変更する決定又は同条第 5 項の決定 (同条第 1 項の規定により終局決定を変更する決定をいう。) を変更する決定の原本 訴訟等の費用の額の確定の決定の原本 訴訟上の救助又は手続上の救助により納付を猶予された費用の支払を命ずる決定又は取立ての決定の原本 秘密保持命令又は秘密保持命令の取消しの決定の原本	
		その他の終局決定の原本	5 年
4	民事上告事件 民事上告受理事件 民事特別上告事件 行政上告事件 行政上告受理事件 行政特別上告事件	上告却下決定の原本 上告棄却決定の原本 上告不受理決定の原本 特別上告却下決定の原本 特別上告棄却決定の原本 移送の決定の原本	5 年
		判決の原本	5 0 年
5		国庫において立て替えた費用の取立ての決定の原本	3 0 年